美祢市公告第143号

下記の者にかかる次に掲げる書類を送達します。

なお、これらの書類は美祢市長が保管しており、受領する者はいつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年9月2日

美祢市長　篠田 洋司

送達を受けるべき者の氏名	送　達　す　る　書　類
有田 征二	令和8年度後期高齢者医療保険料納入通知書